

付編

(財)

都道府県会館

第一節 概要

財団法人都道府県会館は、昭和二十二年十月全国知事会の前身として発足した全国地方自治協議会連合会が活発な活動をするために拠点の必要性を痛感し、昭和二十三年に各都道府県より臨時分担金二十万圓を徴収し東京都千代田区九段に建物を購入、その建物の管理、運営と地方自治に関する調査、研究等の事業を行うため「財団法人」を設けることとなり、昭和二十三年八月二十四日開催の設立総会においてその設立を議決し、昭和二十三年九月一日に東京都の設立許可を受けたものである（寄附行為は別掲のとおりである）。その後、昭和五十九年四月一日に災害共済事業が二以上の都道府県にわたる事業であることから主務官庁が東京都から自治省へ移管された。財団は、「地方自治の円滑なる運営と進展とに寄与することを目的」とし、この目的を達成するため、まず「一、会館の経営 二、地方自治に関する研究、調査、資料の収集、編集及び刊行 三、講習会、講演会、研究会等の開催」の事業を行ってきたが、昭和二十七年から地方自治法第二百六十三条の二の規定による「都道府県有財産の損害に対する相互救済事業およびこれに附帯する事業」を加え、今日に至っている。

また、被災者生活再建支援法（平成十年五月二十二日法律第六十六号）に基づく被災者生活再建支援事業を行うための指定法人の認可を受け、平成十一年四月五日から本格的に事業を開始した。

事務所は、昭和三十五年三月まで千代田区九段二丁目十七番地、それ以降は同区平河町二丁目六番地に置き、建替えるため平成八年一月十六日に同区丸の内三丁目八番に仮移転していたが、新会館が完成したため平成十一年三月一日に同区平河町二丁目六番地に戻したところである。

基本財産は、設立時百万円で、昭和二十四年にその百万円は費消し、建物（二千三十三万四千五百円）を基本財産とした。また、昭和三十五年に建物を売却し、その売却金二千八百六十五万四千九百円を基本財産とした。その後、財団の基盤を強化・充実するため、昭和五十五年度から昭和五十九年度の五年間に災害共済事業会計の剰余金から五億円を積立、その運用益も加えて基本財産の額を六億七百五十五万四千九百円とし、新会館建設資金の剰余額十一億八千三百二十一万四千九百四円を加え基本財産の総額は十七億九千三十六万九千八百四円となり今日に至っている。会員は、各都道府県の知事であり、役員は理事十人以上十五名以内、監事三名以内をおき、総会において選任することとなり、その選任については設立の全国知事会との一体的緊密な運営が必要であるため理事には同会の会長（財団の理事長）、副会長及び理事である知事が就任し、常任理事には同会の事務総長が就任している。監事も同会監事の知事が就任している。

第二節 都道府県有物件災害共済事業

「普通地方公共団体は、議会の議決を経て、その利益を代表する全国的な公益法人に委託することにより、他の普通地方公共団体と共同して、火災、水災、震災その他の災害に因る財産の損害に対する相互救済事業を行うことができる。」とする地方自治法第二百六十三条の二の規定に基づき、財団法人都道府県会館が受託事業として行っているのが、都道府県有物件災害共済事業である。

災害共済事業は、現在、「建物共済（従来の「火災共済」）」と「水力発電用機械損害共済」を行うほか、災害見

舞金の交付等の附帯事業を実施している。本共済は、民間の損害保険に比し割安の保険料(共済基金分担金)と、民間の場合であれば大部分掛け捨てとなる保険料を剰余金として積立て、資金の効率的運用を図りつつ、都道府県有物件の災害による損害の救済と保険料の割戻し(配分金の交付)、基率の引下げによつて都道府県財政の健全化に寄与してきたところである。

なお、従来から実施していた「自動車損害共済」は、平成十五年度に、また配分金の交付は、平成十六年度に廃止した。

一 建物共済事業

建物共済事業(従来の「火災共済事業」)は、都道府県の庁舎・学校等の施設、公舎などを対象として、昭和二十七年(昭和二十七年)から民間保険協定料率の七割相当の共済基金分担金基率でスタートしたが、以後、損害率の低下等によつて順調な経営を続け、平成十四年度には、災害見舞金で対応していた風水害等を原因とする罹災を災害共済金で対応する給付面の充実と約四十%の基率の引下げ等大幅な制度改正を行った。また、平成十六年度には、昭和五十五年(昭和五十五年)以降、剰余金の一部を都道府県に還元する形で実施してきた配分金の交付を廃止し、その代替策としてさらに基率の十五%引下げを行った。

十年間(平成九(平成九)年(平成十八年度)の経営実績は、共済基金分担金収入百二十五億円に対し、七千四百八件の事故に災害共済金を三十億円支払っている。なお、この間に配分金として二十四億円を都道府県に還元している。この

結果、平成十八年度末における正味財産は、二百二十億円となっている（表1）。

また、平成十八年度までの共済基金分担金に対する災害共済金支払の総額比率（損害率）は、二十三・九二%を示している。

共済基金分担金基率は、一般物件・住宅物件及び工場物件について構造ごとに定めており、共済責任額（加入物件の評価額）千円に対する共済基金分担金の平均基率は、平均二十銭で、事業開始時（昭和二十七年）の五円六銭に比し、僅か三・九五%相当となっている。

二 自動車損害共済事業

昭和三十年年度から、都道府県有自動車の交通事故等による自己及び他人の物的、人的損害を対象にした相互救済の業務を開始した。その後、国の自賠責保険制度の再検討に際して、全国知事会が「自動車損害賠償責任保険制度における都道府県有自動車の適用除外措置の存続について要望」（昭四四・一〇・二二）を行うなど関係機関に強く要請したが、「自動車損害賠償保障法」が改正（昭四五・五）され、強制加入となったので、従前の対人損害賠償にあつては、自賠責保険の上積に改めた。

共済基金分担金基率は、車輛・損害賠償（対人・対物）に応じて定められ、これの経理は、火災共済事業と一本化した。

自動車損害共済事業は、加入台数の減少に伴い、平成十五年度に廃止した。

三 機械損害共済事業

機械損害共済事業は、共済目的物を当分の間、水力発電用機械に限って、昭和四十五年四月から事業を開始した。電気事業を営む都道府県は、三十二都道府県に及ぶが、その機械の不時の災害による損害が巨額にのぼる反面、民間損害保険制度では自然災害による損害を填補しないため、その救済対策の必要性がせまられていた。そのため、該当府県知事を会員とする公営電気経営者会議の要請もあり、昭和四十二年十一月の世話人知事会議で、本事業制度の創設に着手することについて、了承がなされた。

昭和四十四年度からの開始を目標として諸般の準備が進められたが、一部加入に消極的な意見があったため一年遅れて、昭和四十五年度からの事業開始となった。

この事業の開始時には、支払準備金として相当額の資金調達を必要とされたことから、加入団体から借入れを行うなど、幾つかの問題を含んでの開始となった。昭和四十八年度以降三年間欠損が生じたため、業務規程の一部見直しを行い、昭和五十一年度からは、財政基盤の充実を図るとともに、事故防止につとめてきた結果、その後の経営は、順調に推移してきている。

十年間（平成九〜平成十八年度）の経営実績は、共済基金分担金収入三十二億円に対し、七十六件の事故に十八億円の災害共済金を支払っている。この結果、平成十八年度末における正味財産は、六十六億円となっている。

加入状況は、当初二十三府県及び特例としての一市（金沢市）の二十四団体であったが、その後、加入団体の増

減があり、現在は三十一団体が加入している（表2）。

四 附帯事業

以上のほか、附帯事業として、災害見舞金の交付（建物共済及び機械損害共済で地震、噴火、津波等の原因によつて損害を蒙つた場合、交付する。）を行っている。

なお、公共建物における防災意識の向上等を図るため、消防庁及び全国知事会の後援を得て、毎年各都道府県の防火管理者等を対象にした防火講習会を開催していたが、類似の講習会があることなどから平成十七年度以降開催しないこととした。また、秋の全国火災予防運動週間の行事に合わせ、公共建物の防災ポスターを作成し、各都道府県の管財主管課の協力により高等学校、庁舎等に掲示していたが、各都道府県管財主管課における事務量等を考慮して平成十七年度から廃止した。

五 調査研究等事業

寄附行為に定める地方自治に関する調査研究等の事業として、地方自治に関する基本的な問題の調査研究及び都道府県展望の刊行等を全国知事会と共同して実施しており、これに要する経費の一部を負担している。また、全国都道府県議会議長会が行う地方自治に関する研究・調査にも助成している。

六 その他―建物共済・機械損害共済電算システムの運用

建物共済事業に新たな電算システムを導入し、平成十六年度から加入承認事務について、平成十七年度からは災害共済金の請求事務についても同システムで行えるようにした。

また、建物共済事業と同様に、機械損害共済についても平成十八年度から加入承認事務、災害共済金の請求事務の電算システムの運用を開始した。

表1 火災共済事業実績表（平成9年度～平成18年度）

（単位：千円）

区分 年度	共済責任額	共済基金 分担金収入	災害共済金	準備積立金 累 計
平成 9年度	3,986,755,288 (48,099,787)	1,554,394 (19,652)	65,014 (2,057)	16,694,628
1 0	4,175,814,575 (47,328,861)	1,626,547 (19,546)	115,076 (6,834)	17,788,184
1 1	4,214,184,525 (47,043,931)	1,662,075 (18,837)	150,496 (9,509)	18,775,461
1 2	4,306,475,155 (45,050,140)	1,695,232 (18,665)	130,769 (3,217)	20,051,674
1 3	4,222,588,724 (45,747,322)	1,662,020 (18,755)	210,249 (14,088)	20,916,285
1 4	4,121,119,818 (44,998,361)	997,665 (18,007)	330,059 (11)	21,013,568
1 5	4,119,473,543 (42,489,807)	1,014,516 (17,253)	329,257 (501)	21,248,585
1 6	4,034,626,012 (-)	814,664 (-)	857,513 (4,271)	21,241,777
1 7	3,879,967,954 (-)	770,389 (-)	425,960 (1,162)	21,662,502
1 8	3,905,955,150 (-)	766,880 (-)	391,361 (-)	22,047,368

（注）本表の数字は火災共済および自動車損害共済の合計数で（ ）内に自動車損害共済金を摘記した。

表2 機械損害共済事業実績表

(単位:千円)

区分 年度	加入都道 府県市数	共済責任額	共 済 基 金 分担金収入	災害共済金	準備積立金 累 計
平成 9年度	33	222,793,318	293,771	102,927 (35.04%)	4,523,055
10	33	242,011,648	304,751	136,001 (44.63%)	4,788,146
11	33	247,566,153	311,025	178,158 (57.28%)	5,051,971
12	33	252,853,092	317,759	78,458 (24.69%)	5,420,066
13	33	264,425,882	330,868	3,620 (1.09%)	5,812,070
14	33	269,521,290	330,388	100,107 (30.3%)	6,116,904
15	33	273,235,910	334,312	1,355 (0.41%)	6,554,134
16	33	275,450,128	338,636	348,876 (103.02%)	6,646,070
17	31	269,917,499	329,109	587,253 (178.44%)	6,478,492
18	31	272,414,415	335,692	227,464 (67.76%)	6,660,230

(注) 災害共済金欄の () は損害率 $\left(\frac{\text{災害共済金}}{\text{分担金収入}}\right)$ を示す。

第三節 被災者生活再建支援事業

被災者生活再建支援事業は、平成十年五月に成立した「被災者生活再建支援法」に基づき、自然災害により住宅や家財等の生活基盤に著しい被害を受けた世帯「被災世帯」に、自立した生活再建の開始を支援するため、被災者生活再建支援金を支給する事業である。

財団法人都道府県会館は、被災者生活再建支援金の支給業務等を行う法人として、平成十一年二月八日に内閣総理大臣より被災者生活再建支援基金（平成十六年四月一日から「被災者生活再建支援法人」としての指定を受けた。さらに同年四月五日には全都道府県から合わせて三百億円の拠出がなされ、同日より事業を開始した。その後、平成十六年五月二十五日の全国知事会議の申し合わせにより、三百億円の拠出が決定され、合計拠出額六百億円をもつて基金を造成した。事業を開始して以来八年間で一万二千六百五十の被災世帯に百二十六億円余の支援金を支出している。

なお、平成十六年度において、全国で台風や集中豪雨、新潟県中越地震、福岡県西方沖地震など、多くの自然災害が次々に発生した関係で、平成十七年度は、支援金の支給が多額となり、基金の運用益で賄えなかつたため、基金三十五億円を取り崩し、支援金の支給に充当した。

また、平成十六年度から、平成十年の支援法成立時の国会の附帯決議・全国知事会の要望等を踏まえて改正支援法が施行され、これまでの被災者への炊飯器、洗濯機、寝具などの日常生活用品などの購入費等の「生活関係経費」の支援金に加え、生活の本拠である被災住宅の解体（除却）・撤去等経費、住宅再建のための借入金に対する利息

「や借家の家賃等について支援する「居住安定支援制度」が創設されたことにより被災者への支援制度が拡充された。さらに、平成十七年六月、被災者の利便を図るなどの観点から、生活関係経費の経費区分及び購入する物品の単価数量の制限の廃止、概算払いの限度額の拡大を図るなどの支援法施行令等が改正された。

支援金の額は、住宅の被災の状況、世帯の収入や世帯員数等条件によって異なり、生活関係経費として最高百万円、居住関係経費として最高二百万円、合計三百万円が支給されている。

なお、国は、支援法人が支給する支援金の額の二分の一を補助することとされている(支援法第十八条)。被災者生活再建支援金の支給状況は次のとおりである(表3、4)。

表3 被災者生活再建支援金の支給状況(都道府県別)

(平成19年3月31日現在)

都道府県名	適用日	対象災害	支援金の支給状況		
			支給世帯	支給額(円)	
北海道東北	北海道	H12. 3.31	有珠山噴火災害	262	213,548,662
		H15. 9.26	十勝沖地震	56	30,509,270
		H18.11. 7	佐呂間町竜巻災害	4	3,184,660
	青森	—	—	—	—
	秋田	—	—	—	—
	岩手	H11.10.28	10月未豪雨	21	17,599,859
	山形	—	—	—	—
	宮城	H15. 7.26	宮城県北部地震	516	397,906,592
	福島	—	—	—	—
⑧ 新潟	新潟	H16. 7.13	新潟県豪雨	312	395,787,284
		H16.10.23	新潟県中越地震	4,688	6,217,590,331
⑩ 関東	東京	H12. 8.26	三宅島長期避難	1,484	1,178,658,933
		H17. 2. 1	三宅島長期避難解除特例	1,077	661,475,595
	群馬	—	—	—	—
	栃木	—	—	—	—
	茨城	—	—	—	—
	埼玉	—	—	—	—
	千葉	—	—	—	—
	神奈川	—	—	—	—
	山梨	—	—	—	—
	静岡	H16.10. 9	台風22号豪雨等	107	109,672,512
長野	H18. 7.19	平成18年梅雨期豪雨	14	19,222,750	
富山	—	—	—	—	
⑤ 東海北陸	石川	H19. 3.25	平成19年能登半島地震災害	—	—
		H12. 9.11	豪雨・竜巻災害	9	7,260,623
	岐阜	H16.10.20	台風23号豪雨等	—	—
	愛知	H11. 9.24	台風18号・竜巻	37	28,545,429
H12. 9.11		豪雨・竜巻	9	6,211,838	
三重	H16. 9.29	台風21号豪雨	17	27,839,517	
⑦ 近畿	福井	H16. 7.18	福井県豪雨	30	24,578,556
	滋賀	—	—	—	—
	京都	H16.10.20	台風23号豪雨等	26	30,378,606
	大阪	—	—	—	—
	奈良	—	—	—	—
	和歌山	—	—	—	—
	兵庫	H16. 9.29	台風21号豪雨	17	20,779,282
	H16.10.20	台風23号豪雨等	1,193	712,601,829	
中	鳥取山	H12.10. 6	鳥取県西部地震	366	208,971,076
		H16. 8.30	台風16号豪雨等	38	32,871,766
		H16.10.20	台風23号豪雨等	6	12,089,773

付編 (財) 都道府県会館

⑤	国	島根	H12.10.6	鳥取県西部地震	20	17,278,378	
			H11.6.29	梅雨前線集中豪雨	85	53,684,763	
	広島		H13.3.24	芸予地震	52	42,508,337	
			H16.9.7	台風18号高潮等	12	20,447,680	
	山口		H11.9.24	台風18号・竜巻	83	61,607,302	
		H17.9.6	台風14号	8	8,768,614		
④	四国	香川	H16.8.30	台風16号豪雨等	2	2,298,000	
			H16.10.20	台風23号豪雨等	52	63,902,828	
	徳島	H16.10.20	台風23号豪雨等	—	—		
		H16.8.17	台風15号豪雨等	29	32,508,106		
	愛媛	H16.8.30	台風16号豪雨等	0	0		
		H16.9.29	台風21号豪雨	80	73,186,992		
		高知	H13.9.6	台風16号等豪雨	30	24,251,512	
	H17.9.6		台風14号	5	4,750,000		
	③	九州	福岡	H11.9.24	台風18号・竜巻	12	6,857,298
				H15.7.18	7月梅雨前線豪雨	15	12,002,857
H17.3.20				福岡県西方沖地震	204	221,835,460	
佐賀		H16.6.27	佐賀県突風	13	14,622,427		
長崎		—	—	—	—		
大分		—	—	—	—		
熊本		H11.9.24	台風18号・竜巻	106	80,375,292		
		H15.7.20	7月梅雨前線豪雨	15	10,246,814		
		H17.9.6	台風14号	1,191	1,085,228,944		
宮崎		H18.7.22	平成18年梅雨期豪雨	1	204,370		
		H18.9.17	台風第13号	78	67,491,490		
		鹿児島	H17.9.4	台風14号	43	40,052,547	
H18.7.22			平成18年梅雨期豪雨	203	220,148,722		
沖縄			H13.9.8	台風16号等豪雨(沖縄市)	1	885,000	
		H13.9.11	台風16号等豪雨(渡名喜村)	9	5,779,683		
	H18.6.12	18年梅雨期豪雨	8	7,548,170			
	H18.9.16	台風第13号	24	34,057,110			
合計	28災害・延51都道府県			12,650	12,641,813,439		

*被災者生活再建支援法(平成10年5月22日法律第66号、平成10年11月6日施行)

*平成11年4月5日支援事業開始 支給世帯 支給額(円)

平成11年度災害	4件	586	462,218,605
平成12年度災害	4件	1,940	1,532,889,185
平成13年度災害	1件	40	30,916,195
平成14年度災害	0件	0	0
平成15年度災害	3件	602	450,665,533
平成16年度災害	12件	7,903	8,674,466,544
平成17年度災害	1件	1,247	1,138,800,105
平成18年度災害	3件	332	351,857,272
合計	28件	12,650	12,641,813,439

表4 被災者生活再建支援金の支給状況(災害別)

(平成19年3月31日現在)

対象 災害	通用 区域	通用日	支給決定状況		支給額 (円)
			世帯数	金額(円)	
平成11年6月23 日から7月3日 までの梅雨前線 集中豪雨災害 台風18号及び竜 巻による災害	広島県	H11. 6.29	65	55,875,000	53,684,763
	熊本県	H11. 9.24	106	91,500,000	80,375,292
	※1	H11. 9.24	83	67,000,000	61,607,302
	愛知県市	H11. 9.24	37	30,750,000	28,545,429
	福岡県市	H11. 9.24	12	9,125,000	6,857,298
平成11年10月27 日からの大雨に よる災害	岩手県 軽米町	H11.10.28	21	17,750,000	17,599,859
有珠山噴火災害	北海道	H12. 3.31	262	218,500,000	213,548,662
平成12年9月10 日からの秋雨前 線豪雨・竜巻災 害			18	14,125,000	13,472,461
	※2	H12. 9.11	9	6,750,000	6,211,838
	岐阜県 上矢作町	H12. 9.11	9	7,375,000	7,260,623
鳥取県西部地震 災害			386	317,375,000	298,249,454
	鳥取県	H12.10.06	366	299,875,000	280,971,076
	※3	H12.10.06	20	17,500,000	17,278,378
三宅島噴火災害	東京都 三宅村	H12. 6.26	1,484	1,225,000,000	1,178,658,939
平成13年芸予地 震災害	広島県 呉市	H13. 3.24	52	44,000,000	42,508,337
平成13年台風16 号・秋雨前線豪 雨災害			40	34,500,000	30,916,195
	※4	H13. 9. 6	30	25,750,000	24,251,512
	※5	※5	10	8,750,000	8,684,883
平成15年7月18 日からの豪雨災 害			30	27,000,000	22,249,671
	※6	H15. 7.18	15	13,250,000	12,002,857
	熊本県市	H15. 7.20	15	13,750,000	10,246,814
宮城県北部地震 災害	宮城県	H15. 7.26	516	436,625,000	397,906,592
平成15年十勝沖 地震災害	北海道	H15. 9.26	56	49,500,000	30,509,270
佐賀県突風災害	佐賀県 佐賀市	H16. 6.27	13	17,375,000	14,622,427
新潟県豪雨災害 福井県豪雨災害 台風第15号災害	※7	H16. 7.13	312	668,125,000	395,787,284
	※8	H16. 7.13	30	67,375,000	24,578,556
	愛媛県 新居浜市	H16. 8.17	29	63,250,000	32,508,106
台風第16号災害			40	72,000,000	35,169,766
	※9	H16. 8.30	38	66,750,000	32,871,766
	※10	H16. 8.30	2	5,250,000	2,298,000
台風第18号災害 台風第21号災害	愛媛県 大洲市	H16. 8.30	—	—	—
	※11	H16. 9. 7	12	30,750,000	20,447,680
			114	247,375,000	121,805,791
	※12	H16. 9.29	17	39,625,000	27,839,517
	※13	H16. 9.29	17	41,500,000	20,779,282
台風第22号災害 台風第23号災害	※14	H16. 9.29	80	186,250,000	73,186,992
	静岡県	H16.10. 9	107	210,000,000	109,672,512
			1,277	2,035,500,000	818,973,036

付編 (財) 都道府県会館

	岐阜県 高山市	H16.10.20	—	—	—
	※15	H16.10.20	28	82,500,000	30,378,808
	兵庫県 兵庫市	H16.10.20	1,193	1,890,500,000	712,601,329
	岡山県 玉野市	H16.10.20	6	14,000,000	12,089,773
	※16	H16.10.20	52	118,500,000	63,902,828
	※17	H16.10.20	—	—	—
新潟県中越地震 災害	新潟県	H16.10.23	4,888	10,928,125,000	6,217,590,331
三宅島長期避難 解除世帯特例	東京都 三宅村	H17. 2. 1	1,077	664,800,000	661,475,595
福岡県西方沖地 震災害	福岡県	H17. 3.20	204	507,125,000	221,835,460
台風第14号災害			1,247	2,705,750,000	1,138,800,105
	※18	H17. 9. 6	8	19,500,000	8,788,614
	高知県 四万十市	H17. 9. 6	5	11,250,000	4,750,000
	宮崎県	H17. 9. 6	1,191	2,560,500,000	1,085,228,944
	※19	H17. 9. 4	43	114,500,000	40,052,547
平成18年梅雨期 豪雨災害			226	524,250,000	247,124,012
	※20	H18. 7.19	14	34,500,000	19,222,750
	宮崎県 えびの市	H18. 7.22	1	2,250,000	204,370
	鹿児島県	H18. 7.22	203	474,000,000	220,148,722
	沖縄県 那覇市	H18. 6.12	8	13,500,000	7,548,170
台風第13号災害			102	196,000,000	101,548,600
	宮崎県	H18. 9.17	78	149,750,000	67,491,490
	※21	H18. 9.16	24	46,250,000	34,057,110
佐呂間町竜巻災 害	北海道 佐呂間町	H18.11. 7	4	10,500,000	3,184,660
平成19年能登半 島地震災害	石川県	H19. 3.25	—	—	—
合 計			12,650	21,636,925,000	12,641,813,439

- ※1 山口県下関市、山口市、宇部市、防府市、小野田市、大島町、秋穂町、阿知須町、山陽町
- ※2 愛知県名古屋市の一部、一宮市、半田市、春日井市、刈谷市、東海市、大府市、岩倉市、豊明市、西枇杷島町、豊山町、師勝町、新川町、西春日町、清洲町、甚目寺町、大治町、阿久比町、東浦町、美浜町、稲武町
- ※3 島根県安来市、伯太町
- ※4 高知県土佐清水市、大月町
- ※5 沖縄県沖縄市（適用日H18.9.8）、渡名喜村（適用日H18.9.11）
- ※6 福岡県福岡市、飯塚市、太宰府市、志免町、穂波町
- ※7 新潟県三条市、見附市、長岡市、中之島町、栃尾市、三島町、和島村
- ※8 福井県福井市、鯖江市、今立町、美山町、池田町
- ※9 岡山県笠岡市、玉野市、寄島町、倉敷市、岡山市
- ※10 香川県坂出市、観音寺市
- ※11 広島県呉市、倉橋町
- ※12 三重県津市、宮川村、紀伊長島町、海山町
- ※13 兵庫県赤穂市、上郡町、上月町
- ※14 愛媛県新居浜市、西条市、四国中央市、小松町
- ※15 京都府舞鶴市、宮津市、大江町、加悦町、伊根町、京丹後市、福知山市
- ※16 香川県高松市、坂出市、さぬき市、東かがわ市、三木町、綾上町、綾南町、園分寺町、飯山町
- ※17 徳島県徳島市、鳴門市、小松島市、吉野川市
- ※18 山口県岩国市、美川町
- ※19 鹿児島県垂水市、錦江町
- ※20 長野県岡谷市、諏訪市、塩尻市、下諏訪町、辰野町
- ※21 沖縄県石垣市、竹富町

◎注：市町村名については、適用日当時の名称を記している。

第四節 新都道府県会館の取得

会館は、前述のとおり、当初千代田区九段に置かれていたが、全国知事会創立十周年記念事業の一環として、各都道府県東京事務所を収容する新たな会館建設の構想の下に本館が昭和三十五年三月に、また、別館は、本館事務室の狭隘化、未入居県の強い要望等から本館隣接地（元参議院副議長公邸跡地）に昭和四十四年六月に建設され、本・別館とも災害共済事業の資金で建設された。平成八年一月現在、全国知事会事務局をはじめ、三十九府県東京事務所、二分室（東京都、山口県）、九関係団体等が入居していたが、建替えのため全国知事会及び三十九府県東京事務所は東京都丸の内庁舎に仮移転し、その他の団体等は各々に仮移転した。

事務所の狭隘化と設備の老朽化等もあり、会館の建替えについて、平成四年「都道府県会館建物検討委員会」（委員長鈴木理事長）を設置し検討した結果、平成五年七月二十二日開催の第六十九回総会において新都道府県会館の建設が決定した。

新都道府県会館の建設は総事業費約三百五十億円、建設資金は各都道府県からの出捐金で賄い、建設事業は全国知事会に委託し、平成八年二月に着工し、平成十一年二月に完成した。

同会館の概要は、地下四階、地上十五階、地下三階から地下四階に駐車場等があり、高さ七十七・一〇m。地下二階から三階は自治交流ゾーンとして玄関ロビー、展示コーナー、会議室連絡通路があり、四階から十四階はオフィスゾーンとして都道府県東京事務所、全国知事会、関係団体が入居している（表5）。

表5 事務室の入居状況

階層	入居区分		
	都道府県東京事務所	関係団体等	業者
15	新潟、宮崎、北海道(分) 岩手(分)、東京(事務室)	(社)地域医療振興協会	喫茶店
14	千葉、石川、岐阜 徳島、長崎		
13	山形、富山、山梨 静岡、兵庫		
12	宮城、福島、長野 和歌山、鹿児島		
11	栃木、三重、島根 愛媛、佐賀		
10	福井、鳥取、岡山 熊本、沖縄		
9	茨城、神奈川、愛知 奈良、香川		
8	群馬、埼玉、滋賀 京都	全国高速道路建設協議会	
7	青森、秋田、大阪 山口(分)	全国知事会自治資料センター、都道府県選挙管理委員会連合会、関東地方知事会	
6		全国知事会、都道府県記者クラブ、都道府県会館管理部・災害共済部	
5	福岡(分)	全国都道府県議会議長会、(学)自治医科大学、(財)地域社会振興財団、(社)地域医療振興協会、都道府県会館被災者生活再建支援基金部	
2		都道府県内郵便局	喫茶コーナー
1		都道府県会館管理部	CDコーナー
地下 1		防災センター	歯科診療所、理髪店、書店、そば食堂、印刷所、レストラン、コンビニ

1.平成 19年 4月現在

2.(分)は分室を示す。

3.4階は貸会議室(10室)、3階は知事会会議室等がある。

第五節 調査研究等事業

財団が行う調査研究等事業は、「地方自治に関する研究・調査等」及び「講習会・研究会等」であるが、これらの事業は、全国知事会並びに全国都道府県議会議長会と共同で実施することとしており、地方行財政に関する諸問題についての研究・報告、「都道府県展望」の定期刊行、都道府県職員を対象とする広報公聴・文書法令研修会等を行ってきた。

する事業

- 二 被災者生活再建支援法に基づく被災者生活支援事業およびこれに附帯する事業
- 三 会館の経営
- 四 地方自治に関する研究、調査、資料の収集、編集および刊行
- 五 講習会、講演会、研究会等の開催
- 六 その他必要な事業

第二章 資産および会計

(資産の種別)

第四条 資産は、基本財産、被災者生活再建支援基金および運用財産の三種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- 一 財産目録中基本財産の部に記載された財産
- 二 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- 三 総会で基本財産に繰入れることを議決した財産
- 3 被災者生活再建支援基金は、次に掲げるものをもって構成する。
 - 一 前条第二号に掲げる事業の運営のために都道府県から拋出された財産

- 二 被災者生活再建支援基金の運用によつて生じた利子その他の収入金
- 三 総会で被災者生活再建支援基金に繰入れることを議決した財産
- 4 運用財産は、基本財産および被災者生活再建支援基金以外の財産とする。

(資産の構成)

第五条 本会の資産は、次に掲げるものをもつて構成する。

- 一 基本財産
- 二 被災者生活再建支援基金
- 三 寄附金
- 四 事業に伴う収入
- 五 会員の分担金
- 六 その他の収入

(基本財産等の処分の制限)

第六条 基本財産は、これを処分し、または担保に供することができない。ただし、やむを得ない理由により、会員三分の二以上出席した総会で、その三分の二以上の議決を得たときはこの限りでない。

2 被災者生活再建支援基金は、第三条第二号に掲げる事業を行う場合を除きこれを処分し、またはこれを担保に供することができない。

3 第一項ただし書の規定により基本財産を処分し、または担保に供する場合にあつては、内閣総理大臣および総務大臣の認可を受けなければならない。

(経費の支弁)

第七条 本会の経費は、運用財産をもってこれにあてる。ただし、第三条第二号に掲げる事業に係る経費は、被災者生活再建支援基金をもってこれにあてる。

(会計の設置)

第八条 本会に、災害共済事業会計、機械損害共済事業会計、被災者生活再建支援事業会計および会館管理事業会計を設置する。

2 災害共済事業会計および機械損害共済事業会計は、都道府県有財産につき、災害共済事業運営規約の定める区分により、それぞれ第三条第一号に掲げる事業の会計を経理する。

3 被災者生活再建支援事業会計は、第三条第二号に掲げる事業の会計を経理する。

4 会館管理事業会計は、第三条第三号に掲げる事業その他の事業の会計を経理する。

(事業計画及び収支予算)

第九条 本会の事業計画およびこれに伴う収支予算に関する書類は、理事長が作成し、毎会計年度開始前に、理事会の議決を経て、内閣総理大臣および総務大臣に届け出なければならない。また、これを変更する場合も、同様とする。

(暫定収支予算)

第十条 やむを得ない理由により収支予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、収支予算成立の日まで前年度の収支予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した収支予算の収入支出とみなす。

(事業報告および収支決算)

第十一条 本会の事業報告および収支決算は、毎会計年度終了後、理事長が事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表および財産目録等として作成し、監事の監査を受け、理事会の議決を経て、その会計年度終了後三月以内に内閣総理大臣および総務大臣に報告しなければならない。

(長期借入金)

第十二条 本会が資金の借入れをしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、会員三分の二以上出席した総会で、その三分の二以上の議決を得なければならない。

2 前項の規定に基づき資金の借入れを議決したときは、遅滞なくその旨を内閣総理大臣および総務大臣に届け出るものとする。

(会計年度)

第十三条 本会の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終る。

第三章 会員および役員

(会員)

第十四条 都道府県知事は、本会の会員とする。

(役員)

第十一条 本会に、役員として、理事十人以上十五人以内および監事三人以内をおく。

2 理事のうち、一人を理事長、一人を常任理事とする。

(選任等)

第十六条 理事および監事は、総会において選任する。

2 理事は、互選により、理事長および常任理事を選任する。

3 理事および監事は、相互にこれを兼ねることができない。

(職務)

第十七条 理事長は、会務を総理し、本会を代表する。

理事長に事故があるときは、あらかじめ理事長の指名した理事が理事長の職務を代理する。

2 常任理事は、理事長を補佐し、常務を掌理する。

3 監事は、民法第五十九条に規定された職務を行う。

(任期)

第十八条 役員の任期は、四年とする。ただし、再任は妨げない。

2 補欠または増員により選任された役員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまでの間は、その職務を行わなければならない。

第四章 総 会

(招集および議長)

第十九条 総会は、毎年二回これを開く。

2 次の各号の一に該当する場合は、臨時総会を開くことができる。

一 理事会において必要があると認めたととき

二 会員五分の一以上から会議の目的を記載した書面により、招集の請求があつたとき

三 第十七条第三号の規定に基づき監事から招集の請求があつたとき

3 総会は、理事長が招集する。

4 総会を招集するには、会員に対し、会議の目的である事項およびその内容ならびに日時、場所を示して、あらかじめ文書をもって通知しなければならない。

5 総会の議長は、理事長がこれにあたる。

(定足数および表決)

第二十条 総会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、会員三分の一以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 会議の議事は、この寄附行為に別に定めるもののほか、出席会員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(総会の議決事項)

第二十一条 総会において議決すべき事項は、次のとおりとする。

- 一 基本財産の処分または担保に関すること。
- 二 長期借入金に関すること。
- 三 理事および監事の選任に関すること。
- 四 寄附行為の変更に関すること。
- 五 解散および残余財産の処分に関すること。
- 六 災害共済事業運営規約に関すること。
- 七 被災者生活再建支援事業業務規程に関すること。
- 八 重要な資産の取得、管理および処分に関すること。
- 九 前各号のほか、理事長が必要と認めたこと。

(書面表決等)

第二十二條 総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、または当該会員の指名する者を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における第二十条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第二十三條 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、出席会員のなかから、その会議において議長が指名した議事録署名人二人が議長とともに署名しなければならない。

第五章 理事会

(招集および議長)

第二十四条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事または監事から会議の目的たる事項を示して請求があったときは、理事長は、すみやかに理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するには、理事に対し、会議の目的たる事項およびその内容ならびに日時、場所を示して、あらかじめ文書をもって通知しなければならない。

4 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(定足数および表決)

第二十五条 理事会は、理事三分の二以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 会議の議事は、この寄附行為に別に定めるもののほか、出席理事の過半数をもってこれを決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

3 理事長は、軽易な事項または急施を要する事項については、書面によって賛否を求め、会議にかえることができる。

(理事会の議決事項)

第二十六条 理事会において議決すべき事項は、この寄附行為に別に定めるもののほか、次のとおりとする。

- 一 総会に提出すべき議案に関すること。
- 二 会務の執行に関すること。
- 三 事業計画および収支予算を定めること。
- 四 事業報告および収支決算を認定すること。
- 五 災害共済業務規程に関すること。
- 六 被災者生活再建支援事業業務細則に関すること。
- 七 総会の委任に係る事項の議決に関すること。
- 八 総会の議決すべき事項であつて、臨時急施を要すると認める事項を総会にかわつて議決すること。
- 2 前項第三号、第四号および第八号にかかる議決事項は、次の総会においてこれを報告しなければならない。

(書面表決)

第二十七条 理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもつて表決することができる。

2 前項の場合における第二十五条の規定の適用については、その理事は出席したものとみなす。

(議事録)

第二十八条 理事会の議事については、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、出席理事のなから、その会議において議長が指名した議事録署名二人が議長とともに署名しなければならない。

第六章 運営委員会

(運営委員会の設置等)

第二十九条 本会に、被災者生活再建支援事業運営委員会（以下「運営委員会」という。）をおく。

2 運営委員会は、委員七人以上十一人以内で組織する。

3 委員は、都道府県知事の全国的連合組織から推薦のあつた都道府県知事に理事長が委嘱する。

4 委員の互選により、委員長を選任する。

(任期)

第三十条 委員の任期は、四年とする。

ただし、再任は妨げない。

2 補欠または増員により就任した委員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。

(審議事項等)

第三十一条 運営委員会において審議すべき事項は、次のとおりとする。

一 被災者生活再建支援事業業務規程および被災者生活再建支援事業業務細則に関すること。

二 第三条第二号に掲げる事業に係る事業計画および収支予算に関すること。

三 第三条第二号に掲げる事業に係る事業報告および収支決算に関すること。

四 前各号のほか、理事長が必要と認めたこと。

2 運営委員会は、第三条第二号に掲げる事業の運営に関する重要事項について、理事長の諮問に応じて審議し、または理事長に意見を述べることができる。

(委任)

第三十二条 運営委員会の運営に必要な事項は、この寄附行為および被災者生活再建支援事業業務規程に定めるもののほか、理事長が別に定める。

第七章 事務局

(事務局の設置等)

第三十三条 本会に、事務局をおく。

2 事務局に職員をおき、理事長がこれを任免する。

3 事務局の組織運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第八章 寄附行為の変更および解散

(寄附行為の変更)

第三十四条 この寄附行為は、会員三分の二以上出席した総会で、その三分の二以上の議決を得て、内閣総理大臣

および総務大臣の認可を受けなければ、これを変更することができない。

(解散および残余財産の処分)

第三十五条 本会は、民法第六十八条第一項第二号から第四号までの規定によるほか、会員四分の三以上出席した総会で、その三分の二以上の議決を得て、内閣総理大臣および総務大臣の許可を受けなければ解散することができない。

2 本会の解散のときに存する残余財産は、総会の議決を経て、内閣総理大臣および総務大臣の許可を受け、類似の目的のためにこれを処分する。

第九章 雑則

(委任)

第三十六条 この寄附行為施行に必要な事項は、理事会の議決を得て、理事長が別に定める。

附則

1 この寄附行為は、昭和四十六年七月一日から施行する。

2 改正前の寄附行為にもとづく、総会ならびに理事会において議決された規定は、次の各号の規定を除くほか、この寄附行為により制定されたものとみなす。

一 財団法人都道府県会館都道府県有物件災害共済規約
二 財団法人都道府県会館会務規則

3 改正前の寄附行為第三条第二項の規定にもとづく相互救済事業は、この寄附行為第三条第一号の規定にもとづく相互救済事業とみなす。

4 設立の当初における役員の名、住所は、次のとおりとする。
(役員の名、住所略)

この寄附行為は、昭和五十四年四月一日から施行する。
附則

この寄附行為は、昭和五十四年八月十四日から施行する。
附則

この寄附行為は、平成八年一月十六日から施行する。
附則

1 この寄附行為の変更は、主務大臣の認可のあった日(平成十年九月十日)から施行する。
附則

2 この寄附行為の施行の際、現に役員である者は、この寄附行為による変更後の寄附行為第十六条第一項および第二項の規定により選任されたものとみなし、その任期は、第十八条第一項の規定にかかわらず、平成十一年五月二十二日までとする。
附則

1 この寄附行為の変更は、次項に定める場合を除き、本会が、被災者生活再建支援法第六条の規定にもとづき被災者生活再建支援基金として指定を受けた日(平成十一年二月八日)から施行する。
附則

2 この寄附行為による変更後の寄附行為第一条の規定は、前項の規定にかかわらず、事務所を移転した日として理事長が別に定める日(平成十一年三月一日)から施行する。

3 この寄附行為による変更後の寄附行為第二十九条の規定により就任した運営委員会委員の任期は、第三十条第一項の規定にかかわらず、平成十一年五月二十二日までとする。
附則

この寄附行為の変更は、平成十六年四月一日から施行する。